

食中毒の発生について

平成30年4月12日
京都府健康福祉部
生活衛生課 TEL:075-414-4755
京都府山城北保健所
衛生室 TEL:0774-21-2912

4月9日(月)、山城北保健所が食中毒を疑う患者の発生を探知し、直ちに調査した結果、飲食店が提供した食事を原因とする食中毒と断定し、本日、山城北保健所長が同施設に対する営業停止処分を行いましたのでお知らせします。

1 探知の概要

4月9日(月)14時30分頃、患者グループから山城北保健所に対し、「4月6日(金)に17名で城陽市内の飲食店施設を利用したところ、11名が嘔吐、下痢、発熱等の症状を呈している。」と連絡があった。

2 調査結果(本日午後2時現在)

- (1) 初発日時 4月7日(土)17時頃
- (2) 有症者 ・ 2グループ20名中12名(男性11名、女性1名 23~49歳)
・ 2名が医療機関を受診、入院者は無く、いずれも快方に向かっている。
- (3) 主な症状 下痢、嘔吐、発熱
- (4) 病因物質 ノロウイルスG I
- (5) 原因食事 4月6日(金)に当該施設が提供した夕食
(主なメニュー 軟骨唐揚げ、豚の角煮、鶏の唐揚げ、フライドポテト、餃子、
棒々鶏、チャーハン等)

3 原因施設

- (1) 屋号 (飲食店営業)
- (2) 所在地 城陽市
- (3) 営業者

4 原因施設の特定期理由

- (1) 有症者の共通食事は、当該飲食店が提供した食事のみである。
- (2) 有症者の発症状況が類似している。
- (3) 有症者の症状と、ノロウイルスによる食中毒症状が類似しており、有症者6名及び調理従事者3名の検便からノロウイルスG Iが検出された。
- (4) 患者を診察した医師から食中毒の届出があった。

5 山城北保健所の対応

- (1) 原因施設の立入調査(調理従事者の検便検査、衛生指導、施設の清掃・消毒の指示等)
- (2) 喫食者の調査(発症状況調査、喫食状況調査、検便等)
- (3) 食品衛生法第55条第1項の規定による営業停止処分
(4月12日から4月14日までの3日間)

※なお、営業者は、4月11日昼過ぎから営業を自粛しています。

【裏面に続く】

【報道機関の皆様へ】

ノロウイルスによる食中毒の発生を防止するため、下記注意事項の啓発に御協力をお願いします。

- 1 調理前、食事前、用便後は、石けんを使い十分に手を洗いましょう。
- 2 ノロウイルスは感染力が強く、患者の吐物、下痢便からも感染することがあります。
トイレ清掃や吐物の処理の際は必ずゴム手袋、マスクなどを着用の上、次亜塩素酸を用いて消毒の上、よく換気をしましょう。
- 3 食品は十分加熱（85～90℃90秒以上）しましょう。
- 4 下痢、嘔吐などの消化器症状がある場合は、調理業務を控えましょう。

宇治茶の魅力を満喫 ～茶業研究所施設公開～

平成30年5月2日
農林水産技術センター
農林センター茶業研究所

5月2日(水)に、リニューアル後、初めてとなる茶業研究所施設公開を開催したところ、曇天から小雨模様となるあいにくの天気であったにもかかわらず、約800名の来場がありました。来場者の方々は、研究員が行う製茶工程や研究成果の説明に熱心に耳を傾け、初出店である地元白川区の宇治茶を使ったパン・ケーキの販売も人気を博していました。

来場者からは、宇治茶の魅力を満喫できたとの声や、新しくなった茶業研究所への期待の声が聞かれました。

記

- 1 日時 平成30年5月2日(水) 午前10時～午後3時
- 2 場所 京都府農林水産技術センター 農林センター 茶業研究所
- 3 来場者 約800名
- 4 主なコーナー 研究紹介、水出してん茶試飲、製茶工場公開
茶摘み体験、宇治茶手もみ体験、白川区パン・ケーキ販売(地元とのコラボ事業)



茶業研究所の研究紹介



宇治茶手揉み体験



製茶工場見学の説明を聞く来場者



宇治茶を使ったパン・ケーキ販売